**単位等相談票（幼・小・中・高の免許状を取得する場合）**　　　　　　年　　　月　　　日記入

（注）できるだけ全ての項目に記入してください（□は該当するものに☑を付けてください。パソコンで入力する場合は、□にカーソルを合わせてクリックすると☑になります）。未記入の項目がある場合は、記載されている情報の範囲で回答します。なお、必要に応じてお電話で確認をさせていただく場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談者氏名（ふりがな） |  |
| 相談者氏名（漢字） |  |
| 生年月日 | [ ] 昭和　　[ ] 平成　　　　　年　　　月　　　日 |
| 昼間の連絡先(電話番号) |  |
| 住所 | [ ] 神奈川県内　　　[ ] 神奈川県外 |
| 現勤務先 |  |
| 回答用の連絡先⇒①・②のいずれかを選択 | [ ] ①（電子メールアドレス）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[ ] ②（郵送先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　②は返信用封筒が必要です。 |
| 所有する教員免許状（種類及び取得時期）⇒所有免許状を全て正確に記入してください。 | （例：中学校一種（保健体育）H10.3.31取得） |
| 実務経験 | （例１：横浜市立小学校・非常勤・H27～H30年度の４年）（例２：県立特別支援学校・小学部（知的担当）・臨任・H25～H29年度の５年） |
| 有効期間の満了の日（修了確認期限） | 令和　 　　年　　　月　　　日 |
| 最終学歴 | [ ] 短期大学卒業 | [ ] 大学卒業 | [ ] 大学院修士課程修了　 |
| [ ] その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取得希望免許（複数記入可）・取得方法※次ページの表で取得方法を確認した上で、表左端の「取得方法の略称」を記入してください。 | 取得希望免許 | 取得方法の略称（※） |
| [ ] 幼稚園教諭 | [ ] 専修 | [ ] 一種 | [ ] 二種 |  |
| [ ] 小学校教諭 | [ ] 専修 | [ ] 一種 | [ ] 二種 |  |
| [ ] 中学校教諭 | [ ] 専修 | [ ] 一種 | [ ] 二種 |  |
| ⇒教科（　　　　　　　　　　　　） |
| [ ] 高等学校教諭 | [ ] 専修 | [ ] 一種 |  |  |
| ⇒教科（　　　　　　　　　　　　） |
| 相談内容（この欄は記入不要⇒） | 不足単位数を確認したい（⇒備考）。⇒取得希望免許に関する修得済み単位数の「学力に関する証明書（コピー）（→次ページ参照）」の添付が必要です。 |
| その他、確認したい事項（自由記入） |  |

【備考】教育委員会で回答できるのは、法律・規則上で定められている教育職員免許状取得に必要な科目と最低修得単位数です。法律・規則上の科目名と、大学で開講されている授業科目名は異なりますので、「大学でどの授業科目を履修したらよいか」など、具体的な授業科目の履修に関しては、大学で履修相談を受けてください。

（このページと次のページは、提出不要です）

〇　取得方法・学力に関する証明書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 取得方法の略称 | 内容【教育職員免許法の根拠規定】 | 取得できる免許状 | 学力に関する証明書（注１） |
| 幼 | 小 | 中 | 高 |
| 別表第１ | 大学等で基礎資格（短期大学士・学士・修士の学位等）と必要単位（教育実習など）を修得して免許状を取得【別表第１】 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | （注２）（注３） |
| 上級 | 所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で上級免許状を取得【別表第３】（例１）幼稚園二種を基礎　⇒　幼稚園一種を取得（例２）中学校二種（社会）を基礎　⇒　中学校一種（社会）を取得 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 | （注４） |
| 隣接 | 所持免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で隣接校種免許状を取得【別表第８】（例１）小学校（※１）を基礎　　⇒　幼稚園二種を取得（例２）幼稚園（※１）を基礎　　⇒　小学校二種を取得（例３）中学校（※１）を基礎　　⇒　小学校二種を取得（例４）小学校（※１）を基礎　　⇒　中学校二種を取得（例５）高等学校（※２）を基礎　⇒　中学校二種を取得（例６）中学校（※２）を基礎　　⇒　高等学校一種を取得※１　専修、一種又は二種　　　※２　専修又は一種 | 〇 | 〇 | 〇 | 〇 |
| 他教科 | 所持免許状（中学校・高等学校）を基礎にして、修得単位で同校種・他教科の免許状を取得【別表第４】（例１）中学校二種（国語）を基礎　⇒　中学校二種（英語）を取得（例２）高等学校一種（数学）を基礎　⇒　高等学校一種（理科）を取得 |  |  | 〇 | 〇 |
| 実習 | 実習を担任する教諭の免許状を取得（中学校（職業実習）・高等学校（実習））【別表第５・附則第９項】 |  |  | 〇 | 〇 |
| 幼保 | 保育士としての在職年数と修得単位で幼稚園教諭免許状（一種・二種）を取得（幼保特例制度）【附則第18項】 | 〇 |  |  |  |

（注１）　教員免許状の取得に必要な基礎資格や修得単位等の証明書を「学力に関する証明書」といいます。

（注２）　基礎資格・単位（教職課程用）・規則第66条の6の単位を修得した大学、短期大学、大学院等（複数の大学等にわたる場合は、全ての大学等）で「学力に関する証明書」（「適用される教育職員免許状」の基準（新法・旧法・旧々法・旧々々法）で作成されたもの）の発行を受けてください。

* 平成31年4月1日以降に大学等に入学した方（入学予定の方を含む。）は、新法の基準が適用されます。
* 平成31年３月31日以前に大学等に入学し、在学関係が継続している間に基礎資格と単位修得を完了した場合は、旧法・旧々法・旧々々法のいずれかの基準が適用されます。

⇒「教育職員免許法改正（平成31年4月1日）に伴う注意点について」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/kaisei_notice.html>　で「適用される教育職員免許状」の基準を確認し、その基準（旧法・旧々法・旧々々法）により発行を受けてください。

（注３）　既に所持する免許状の単位を流用する場合は、流用する単位の「学力に関する証明書」も必要です。この場合、流用する単位の「学力に関する証明書」は、取得希望免許と同じ基準（注２の基準）で発行を受けてください。

（例）取得希望免許が小学校一種（新法基準適用）で、所持する中学校一種（旧法基準で単位修得）の単位を流用　⇒　小学校一種が新法基準適用なので、流用元（中学校一種）の「学力に関する証明書」も新法基準で作成されたものが必要です。

（注４）単位を修得した大学、短期大学、大学院等（複数の大学等にわたる場合は、全ての大学等）で「学力に関する証明書」（新法基準）の発行を受けてください。

**単位等相談票（幼・小・中・高の免許状を取得する場合）**　　　2021年５月25日　記入

（注）できるだけ全ての項目に記入してください（□は該当するものに☑を付けてください。パソコンで入力する場合は、□にカーソルを合わせてクリックすると☑になります）。未記入の項目がある場合は、記載されている情報の範囲で回答します。なお、必要に応じてお電話で確認をさせていただく場合があります。

記入例

|  |  |
| --- | --- |
| 相談者氏名（ふりがな） | めんきょ　はなこ |
| 相談者氏名（漢字） | 免許　花子 |
| 生年月日 | [ ] 昭和　　[x] 平成　　４年　１月　１日 |
| 昼間の連絡先(電話番号) | 090-＊＊＊＊－＊＊＊＊ |
| 住所 | [x] 神奈川県内　　　[ ] 神奈川県外 |
| 現勤務先 | 〇〇市立△△高等学校 |
| 回答用の連絡先⇒①・②のいずれかを選択 | [x] ①（電子メールアドレス）hanako.menkyo@・・・・・・・・　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[ ] ②（郵送先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　⇒　②は返信用封筒が必要です。 |
| 所有する教員免許状（種類及び取得時期）⇒所有免許状を全て正確に記入してください。 | （例：中学校一種（保健体育）H10.3.31取得）免許状のコピー（裏面にも記載がある場合は表面と裏面のコピー）を添付中学校一種（社会）H27.3.31取得高等学校一種（地理歴史）H２７.3.31取得高等学校一種（公民）H２７.3.31取得 |
| 実務経験 | （例１：横浜市立小学校・非常勤・H27～H30年度の４年）（例２：県立特別支援学校・小学部（知的担当）・臨任・H25～H29年度の５年）横浜市立中学校・臨任・H27～H30年度の４年　横浜市立高等学校・臨任・R３年４月～現在の１ヶ月　(例)平成38年＝令和８年　になります（平成年　－30　＝令和年） |
| 有効期間の満了の日（修了確認期限） | 令和　８　年　３　月　31日 |
| 最終学歴 | [ ] 短期大学卒業 | [x] 大学卒業 | [ ] 大学院修士課程修了　 |
| [ ] その他（具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取得希望免許（複数記入可）・取得方法※次ページの表で取得方法を確認した上で、表左端の「取得方法の略称」を記入してください。 | 取得希望免許 | 取得方法の略称（※） |
| [ ] 幼稚園教諭 | [ ] 専修 | [ ] 一種 | [ ] 二種 |  |
| [x] 小学校教諭 | [ ] 専修 | [ ] 一種 | [x] 二種 | 隣接 |
| [x] 中学校教諭 | [x] 専修 | [ ] 一種 | [ ] 二種 | 上級 |
| ⇒教科（社会　　　　　　　　　） |
| [ ] 高等学校教諭 | [ ] 専修 | [ ] 一種 |  |  |
| ⇒教科（　　　　　　　　　　　　） |
| 相談内容（この欄は記入不要⇒） | 不足単位数を確認したい（⇒備考）。⇒取得希望免許に関する修得済み単位数の「学力に関する証明書（コピー）（→次ページ参照）」の添付が必要です。 |
| その他、確認したい事項（自由記入） |  |

【備考】教育委員会で回答できるのは、法律・規則上で定められている教育職員免許状取得に必要な科目と最低修得単位数です。法律・規則上の科目名と、大学で開講されている授業科目名は異なりますので、「大学でどの授業科目を履修したらよいか」など、具体的な授業科目の履修に関しては、大学で履修相談を受けてください。

取得希望免許に関する修得済み単位として、次の学力に関する証明書（両方とも新法基準）を添付

「小学校教諭（一種または二種）」・「中学校教諭（専修）（社会）」